



田村市消費生活センターでは、来訪や電話により、田村市にお住まいの方から消費者トラブルについての相談を受け付けております。困ったことがありましたら、どうぞお気軽にご相談ください。

通信販売による**定期購入トラブル**が増加!!

★トラブル相談事例★

スマートフォンで「ダイエットサプリメントが通常価格 9,000 円のところお試し初回 100 円」との広告を見て注文した。翌月、初回の商品と同じ商品が再度届き、商品代金約 7,000 円の請求書が同梱されていた。1 回だけの注文だと思っていたので慌てて事業者にお問い合わせると、「4 回の継続購入が条件の定期コースであり、5 回目以降でなければ解約できない」と言われた。注文時の確認画面にはそのような説明の記載はなかった。納得できない。

★**申込み前に必ず「購入条件」や「解約返品できるか」を確認しましょう!**

☑「お試し価格」「初回限定〇〇円」など大きな文字だけを見ていませんか？

消費者にとっておトクな情報が強調されていると、そればかりに気を取られてしまいがちですが、定期購入が条件になっていないか、定期購入の場合は何回継続が条件なのか、総額はいくらになるのかなど、**事業者の販売サイトや申込み最終確認画面**でしっかり確認しましょう。

☑「途中で解約や返品ができるか」確認しましたか？

通信販売は、クーリング・オフが適用されません。原則、**事業者の販売サイトに記載された返品特約に従うこととなります**。事業者が「いつでも解約可能」と表示している場合でも、「次回発送日の〇〇日前までの申し出が必要」等と解約条件が定められていることもあるので、注文前に必ず確認しましょう。

ここを見つけて! 『特定商取引法に基づく表示』

通信販売を行う際は、特定商取引法という法律により、事業者は広告で右図の記載事項を表示することが義務付けられています。通信販売業者のサイトには、この「**特定商取引法に基づく表示**」が掲載されており、消費者はそれらの表示を見て取引内容を判断することができます。

商品注文前に、この表示を必ず見つけ、しっかりと内容を確認し、理解することでトラブルを防ぐことができます!

※販売サイトの最下部にリンクが掲載されていることが多い為、サイトの表示は最後まできちんと目を通しましょう。

○**これらが明記されています**○

- * 事業者名・所在地・電話番号
- * 通信販売業務責任者
- * 商品名・代金・送料
- * 代金支払い方法・支払い時期
- * 商品のお届け時期
- * 商品のお申込みのキャンセル
- * 商品の返品・解約について

★事業者からの請求に納得ができない、事業者と連絡が取れず解約できないなど、トラブルが生じた場合には、消費生活センターへ相談しましょう。

一人で悩まず、消費生活センターへ相談してください。

田村市消費生活センター ☎0247-61-5009

【受付時間】月～金（祝日は除く）午前 9 時～午後 4 時

田村市役所
3 階
生活環境課内